

第2次 裾野市議会ICT推進基本計画

序章 計画策定にあたって

現在社会においてインターネット等仮想空間の活用は、私たちの暮らしに密接に関係したものとなっており、ICT 機器の個人所有によって、いつでもどこにいても他者とのつながりを感じられる暮らしが実現されている。

行政分野においても、個人番号（マイナンバー）制度の導入以降、行政事務の効率化を目的としたICT利活用の取組みが進んでおり、新規サービスの創出や効率化を目的とした事例が多く存在している。ビッグデータやAIの活用がさらに進められる中、あらゆる分野において生活の質向上に向けたICTのさらなる利活用に期待が高まっている。

裾野市議会においても平成26年の議会改革特別委員会の設置を機に、ICTの活用により、議会活動の質向上を実現し、市民の多様な意見の把握、市民への情報提供を推進する必要性があり、積極的に取り組んでいる。令和2年には、社会の変化に対して、議会も遅れることなく取組み、議会のさらなる質向上を図り、より「開かれた議会」を確立するために、第1次裾野市議会ICT推進基本計画（計画期間：令和2年度から令和4年度9月）を策定した。コロナ禍による社会活動の停滞が顕著になる一方で、学校におけるGIGA スクール構想の実現、会議や社会コミュニティにおけるオンライン化が一気に進み、裾野市や裾野市議会においても端末の個人持ち（議員への貸与含む）が実施された。これをきっかけに資料等のデータ化が進められ、グループウェア導入によるスケジュール管理や安否確認方法の構築が行われ議会活動のICT 化のスピードが増した。これらの環境変化を、真に市民の負託に応えられる議会へとつなげるべく、さらなる改革を進める必要がある。

第1章 総論

1 計画策定の目的

裾野市議会は、「市民に開かれた市議会」の一層の実現と、効率的で迅速な議会運営、議会の活性化など、さらなる議会改革により市民に信頼される議会となるため、その有効手段の一つとしてICT機器の積極的活用を推進する。

2 計画期間及び推進体制

本計画期間は、令和7年10月から令和10年9月（議員任期の中間期）までとする。

本計画の推進を議会運営委員会が担い、議会と当局双方の連携・協力により、議会活動の可視化、議会運営の効率化により絶え間ない議会改革に取り組む。

第2章 基本的な考え方

本計画を推進するにあたっては、裾野市議会基本条例（平成24年10月1日条例第28号）第2条に定める議会の活動原則を実現すべく基本事項に位置付け、その具現化のために様々なICT技術を活用することを念頭におく。また、市民の意思を市政に反映させた最良の意思決定を導く責務を全うすべく、市民への情報公開と市民参画の拡充の推進にもICT 技術を積極的に活用し「開かれた議会」を実現する。

よって、第2 次裾野市議会ICT推進基本計画では、以下の6点を基本事項とする。

- (1) 議員間討議と政策討論の活性化に向けた活用。
- (2) 調査研究を通じた政策の立案・提言の充実にに向けた活用。
- (3) 多様な意見の把握に向けた活用。
- (4) 議会活動の透明性の確保と積極的な情報公開に向けた活用。
- (5) 適正な市政運営の監視・評価体制の充実にに向けた活用。
- (6) 議会BCP の確保に向けた活用。

第3章 議会ICT 化推進事業計画

	基本事項	推進事業
(1)	議員間討議と政策討論の活性化に向けた活用	議会スケジュール等を共有し、議員間で迅速に情報交換できる環境の整備
(2)	調査研究を通じた政策の立案・提言の充実にに向けた活用	国や他自治体の政策情報を収集・分析できる環境の整備
(3)	多様な意見の把握に向けた活用	市民の意思を様々な手段で収集し、意見交換できる環境の整備（広聴）
(4)	議会活動の透明性の確保と積極的な情報公開に向けた活用	議会活動や施策議論等を市民に多様な方法で届ける環境の整備（広報）
(5)	適正な市政運営の監視・評価体制の充実にに向けた活用	市政運営や行政情報をいつでも知り、理解しやすい環境の整備
(6)	議会BCPの確保に向けた活用	災害時においても議会の機能が継続し、かつ災害時における予防的情報の発信が可能となる環境の整備

(1) 議会スケジュール等を共有し、議員間で迅速に情報交換できる環境の整備

(ア) 議員間の迅速な情報共有体制の整備

(イ) グループウェア機能のさらなる活用

注) 本計画期間ではグループウェア変更は対象外とする

(ウ) 委員会室等への常設モニター導入

(エ) 会議用システムの見直し（Desknet's電子会議室 → SideBooksへの変更検討）

(2) 国や他自治体の政策情報を収集・分析できる環境の整備

- (ア) ICT機能の理解と活用能力の向上
- (イ) 政策検討状況の議員間共有（各プロジェクト管理・推進状況等の可視化）
- (ウ) データ分析等に関するソフトウェアの整理
- (エ) 貸与端末へのソフトウェア導入環境の整備
- (オ) 電子書籍を活用した議会図書館の創設
- (カ) 新聞記事等の検索データベースの活用

(3) 市民の意思を様々な手段で収集し、意見交換できる環境の整備（広聴）

- (ア) 市民の自由意見を常時受け付け、議員間で共有する仕組みの整備
- (イ) 特定のテーマに対するオンライン意見募集体制の整備
- (ウ) 市民参画による議会活動評価への活用
- (エ) 議会と市民の意見交換会の多様化推進

(4) 議会活動や施策議論等を市民に多様な方法で届ける環境の整備（広報）

- (ア) 議会公式ウェブサイトの親しみやすさの改善
- (イ) 議会活動成果の公開（意見書や決議等の件数及び検討状況、議会改革等検討内容）
- (ウ) 会派活動の公開
- (エ) 委員会の録画配信の必要性検討
- (オ) 映像配信への字幕表示システム導入
- (カ) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による情報発信内容の整理

(5) 市政運営や行政情報をいつでも知り、理解しやすい環境の整備（市政運営の監視・評価）

- (ア) 議場へのプロジェクター及びスクリーンの設置
- (イ) 議論情報のバリアフリー化の推進
- (ウ) データ化された資料の閲覧・検索・メモ等活用機能の充実
- (エ) 議会保存資料のデジタル化推進（文書管理システム効率運用）

(6) 災害時においても議会の機能が継続し、かつ災害時における予防的情報の発信が可能となる環境の整備

- (ア) ICT機器のパスワード管理の徹底
- (イ) 迅速な災害時の議員安否確認体制の維持
- (ウ) 被災現場等の迅速な情報収集・提供（情報収集訓練の実施）

第4章 計画の推進と見直し、運用

1 計画の見直し及び予算要望

ICT 技術革新や社会動向及び議会の運営状況を踏まえ、常に最善の事業推進を図るため、必要に応じ本計画の見直しを行う。また、本計画の推進においてはICT技術革新、社会動向及び議会運営の状況の他、市の財政状況を考慮して実施時期等総合的に判断するものとする。

2 使用基準

使用者は、ICT 機器利用の適切なルール、責任や義務を定めたICT 機器使用基準に則り、ICT 機器の適正利用を図る。なお、必要に応じて基準の検証を行う。